

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、三豊市山本町土地改良区が土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）西ノ谷地区）を行うことについて平成29年7月31日適当と決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において平成29年8月28日から同年9月19日まで縦覧に供する。

平成29年8月18日

香川県知事 浜 田 恵 造